

お知らせ

住宅宿泊事業（民泊）に関する情報提供・お問い合わせの窓口について

平成30年6月15日に住宅宿泊事業（いわゆる民泊）の制度が始まりました。

◆民泊事業を行うためには、県への届出が必要です。適正な届出がされた住宅には、右のような「標識」が掲示されています。

◆奈良県では、民泊事業の適正な運営を確保するため、届出された住宅の所在地等の情報を公表します。

（県観光局ホームページ）

<http://www.pref.nara.jp/3534.htm>



◆ご近所で次のようなことにお気づきになられたら、情報提供をお願いします。

- （例）
- ・「標識」の掲示がないのに民泊事業が行われているのでは？
 - ・宿泊者が深夜に大声で騒いでいて困る。なんとかできない？

窓口はこちら

○奈良県観光局ならの観光力向上課 0742-27-8435

○県内保健所

- ・郡山保健所 0743-51-0193
- ・中和保健所 0744-48-3033
- ・吉野保健所 0747-64-8131
- ・吉野保健所五條出張所 0747-22-3051

【ご注意】

奈良市内の区域においては奈良市が制定した条例が適用され、窓口についても奈良市保健所となります。



住宅宿泊事業（民泊）に関するお問い合わせ

県観光局ならの観光力向上課 0742-27-8435

URL : <http://www.pref.nara.jp/49371.htm>